

三軒茶屋パティオ内掲示施設利用案内

コミュニティ活動の振興と区民の交流および文化の振興に寄与することを目的として、キャロットタワーから東急田園都市線三軒茶屋駅に続く地下通路・三軒茶屋パティオ内の掲示施設(ポスターケース)に、公共的団体が実施する事業の掲示物を掲出することができます。

1 使用対象者及び使用対象

三軒茶屋パティオ内掲示施設における掲示物は、区民に優れた演劇、音楽等の文化および芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行う場合に使用ができます。

なお、以下の場合は使用できません。

- (1) 営利を目的とするとき（主劇場および小劇場を使用する場合を除きます）。
- (2) 秩序を乱す恐れがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

2 使用できる掲示施設

公共的団体が使用できる掲示施設は、三軒茶屋パティオおよび地下通路に設置された掲示施設のうち2か所とし、この掲示施設の下部(各掲示施設で最大A4版8枚掲載可能)に公共的団体の事業についての掲示ができます。(別図参照)

3 使用期間

公共的団体の使用期間は、原則1ヶ月間とします。

※他の利用状況を踏まえ、提示の期間を調整させていただく場合があります。

4 掲出規格

A4版縦。2枚(各掲示施設に1枚ずつ)まで。

掲出面には事業名、日時、場所、内容、主催者名および問い合わせ先を明記してください。

5 申込方法

平日(12/29～1/3を除く)の9時30分～18時の間に、掲示希望日の1週間前までに、世田谷文化生活情報センター総務部(キャロットタワー5階)に「三茶パティオ内掲示施設使用申請書」、「世田谷区名義使用承認書(写)」、および掲出する掲示物3枚(A4版縦のみ)を提出してください。

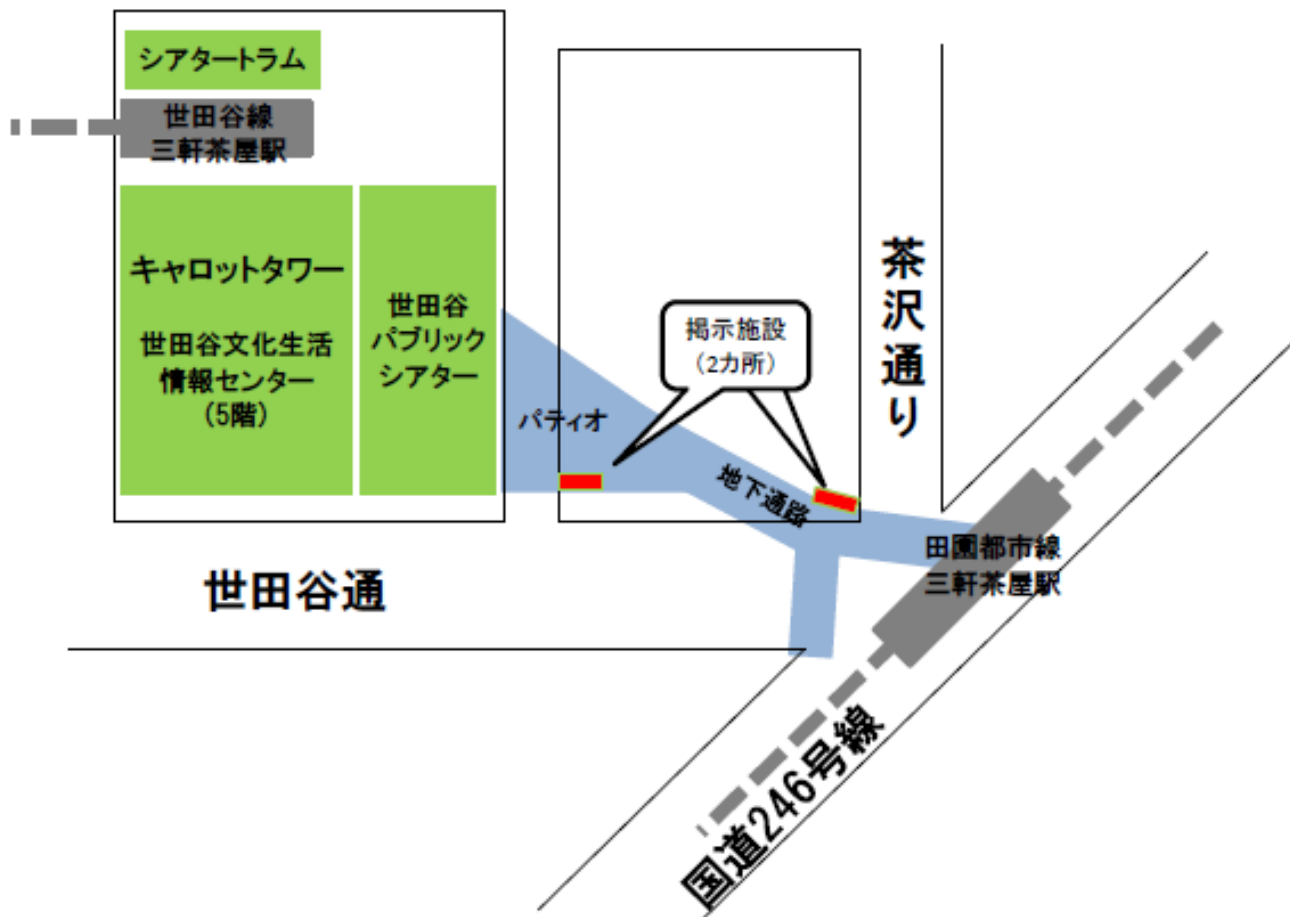
使用申請が承認されましたら「承認書」を交付します。

掲示作業は世田谷文化生活情報センター職員が行います。

【申込み・問合せ先】

公益財団法人せたがや文化財団
世田谷文化生活情報センター
総務部 03-5432-1500

【揭示施設位置図】



三軒茶屋パティオ内掲示施設使用申請書

年 月 日

指定管理者 あて

申請者 (団体名) _____
(代表者氏名) _____
(住 所) _____
(電 話) _____

次のとおり使用を申請します。

使用の目的 (催物の名称)	
使用責任者	団体名 氏 名 住 所 電 話
使用日時	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時から 平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時まで
催物の入場料	有料 無料 (最高額 円)
後援・協賛 共催者	団体名 氏 名 住 所 電 話
備 考	

※後援等の許可書写を添付してください。